

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 8 月 31 日（金）第2834号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定（地域医療整備課取扱い） 1
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し
（障害福祉課取扱い） 1
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 2
○肥料の登録（2件）（食の安全推進課取扱い） 2
○肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 2
○土地収用法による事業の認定（監理課取扱い） 3
○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の業務の廃止（建築課取扱い） 4
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
○道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
- 公 告
- 平成24年度砂利採取業務主任者試験公告（商工政策課取扱い） 5
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
（商工政策課取扱い） 6
○開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 7
○一般競争入札公告（管財課取扱い） 7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 993 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
森園病院	薩摩川内市大小路町19番38号

2 認定の有効期限

平成27年 8 月 15 日

鹿 児 島 県 告 示 第 994 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			取 消 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
つくしの郷	いちき串木野市 上名5167番地2	NPO法人つく しの会	いちき串木野市 上名5167番地2	小原 信子	平成24年 8月21日	就労移行 支援・就 労継続支 援B型

鹿児島県告示第995号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
医療法人徳洲会名瀬徳州会病 院	奄美市名瀬朝日町28-1	平成24年 8月31日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第996号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 の 有 効 期 限	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量（%）	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者	
							氏 名 又 は 名 称	住 所
鹿 児 島 県 肥 第 1295号	平成24年 6月15日	平成30年 6月14日	炭酸カ ルシウ ム肥料	島 の 宝	アルカリ分50.0	その他の 制限事項 は公定規 格のとおり	和泊町	大島郡和 泊町和泊 10番地

鹿児島県告示第997号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 の 有 効 期 限	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量（%）	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者	
							氏 名 又 は 名 称	住 所
鹿 児 島 県 肥 第 1296号	平成24年 8月17日	平成30年 8月16日	副産植 物質肥 料	ミノラ ス2号	窒素全量 1.0 加里全量 15.0	該当なし	日本アル コール産 業株式会 社	東京都中 央区日本 橋小舟町 6番6号

鹿児島県告示第998号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1243号	平成27年7月20日	副産動物質肥料	豚コンソル	窒素全量 9.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	サンベーフード株式会社	曾於市末吉町南之郷393番地1

鹿児島県告示第999号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 起業者の名称

長島町

2 事業の種類

長島町役場駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

出水郡長島町大字鷹巣字丸尾地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、事業期間を平成23年12月1日から平成26年3月31日までの28月とする事業計画を策定するとともに、本年度についての財源措置も講じていることから、法第20条第2号の要件である当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

起業者は、平成18年に旧長島町と旧東町が合併し、新長島町が発足して以降、住民へのきめ細やかなサービスを提供するため、住民との直接対話を行いながら、「夢と活力ある福祉の充実した長島町」を政策目標とし各般の施策を推進している。

他方、現下の厳しい行財政事情を踏まえ、効率的な行政運営を図るため、町役場庁舎については、分庁方式を採用し、旧東町役場庁舎を長島町役場庁舎（以下「役場庁舎」という。）、旧長島町役場庁舎を長島町役場指江庁舎（以下「指江庁舎」という。）として、役場庁舎に税や福祉といった町民生活に密接に関わる業務、指江庁舎に町道整備といった社会資本に関わる業務を担当する部署などを集約するとともに、合併前はそれぞれの町役場庁舎ごとに開催していた会議等を、合併後は役場庁舎や役場庁舎機能を補完する長島町開発総合センターに集約し開催している。

このため、役場庁舎の来庁者等が増加し、従来から常態化していた駐車場不足が以前にも増して深刻化しているほか、交通安全上の問題も指摘されており、地域住民や議会からは利用者の利便性向上のための駐車場の整備について強い要望がなされているところである。また、非常時の拠点として十分な広さを有する駐車場の整備が必要であるとの意見も出されている。

したがって、本件事業の施行により、来庁者等の利便性向上が図られるとともに、周辺道路の環境改善にもつながることが期待され、得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業地は、個人所有地のほとんどが農村振興地域の農用地区域外の農地であるが、土地所有者が代替地を希望する場合、長島町農業委員会とも緊密に連携を図りながら適切に農地のあっせんを行うなど土地所有者が不利益を被らないよう十分に配慮することとしている。また、同地における農地転用に関しても同農業委員会から内諾を得ている。

排水対策については、周辺に排水路を整備し、事業予定地内に集水ますを設置して流末は町管理の準用河川に接続することにより、周辺地域に及ぼす影響はない。事業予定地に隣接する住宅については、日照が十分確保できるよう、適切に対応することとしている。

保護のための特別の措置を講ずべき動植物、文化財に関しては、長島町教育委員会から存在しないとの報告を得ている。

以上のことから、本件事業が土地所有者に及ぼす不利益はほとんどなく、町の中核的な施設である役場庁舎の機能向上に大きく寄与し、町民の受ける利益が多く見込まれる本件事業は、法第20条第3号の要件である事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 本件事業を現時点において施行する必要性

駐車場不足が以前にも増して深刻化し、交通安全上の問題点も指摘されており、地域住民や議会から駐車場の整備を要望する声が多く出されていることから、早急に本件事業を施行する必要性が認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

申請書及び添付図面により示される事業の区域は、本件事業の施行に必要な範囲内に存すると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

本件事業では、全て収用による所有権取得まで行う必要があり、使用のみで足りる区域は存在しないと認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第4号の要件である土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

(5) 結論

(1)ないし(4)のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上のことにより、起業者から申請のあった「長島町役場駐車場整備事業」について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長島町総務課

鹿児島県告示第1000号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の13第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定の業務の全部を廃止することを次のとおり許可した。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
財団法人日本住宅・木材技術センター
東京都江東区新砂三丁目4番2号
- 2 構造計算適合性判定の業務を廃止する事務所の所在地
東京都江東区新砂三丁目4番2号
- 3 構造計算適合性判定の業務を廃止する日
平成24年 8 月 20 日

始良・伊佐地域振興局告示第43号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 8 月 31 日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ローズマリー	伊佐市大口里 2223番地2	医療法人慈和会	伊佐市大口大田 68番地	永田 雅子	平成24年 8月1日	共同生活 介護・共同生活 援助

始良・伊佐地域振興局告示第44号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年 8 月 31 日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 8月2日	日置市伊集院町徳重485番地 尾堂産業有限会社 代表取締役 尾堂竜太	始良市平松字六反田 2878番14	6.00メートル	30.39メートル

公 告

平成24年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成24年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の期日
平成24年11月9日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）
- 3 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,000円
- 6 受験手続
(1) 提出書類等
ア 受験願書
イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、

撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

ウ 試験手数料（8,000円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

平成24年10月22日（月）から同月31日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成24年10月31日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2934）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年8月31日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年8月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヒマラヤ出水店
出水市今釜町763 外6筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成24年3月14日

3 意見の概要

- (1) 空調設備、変電設備又は来店若しくは荷さばき車等の騒音について、事前の調査では影響は少ないと予測されているが、周辺住環境に十分配慮し、騒音対策を徹底すること。
- (2) 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。
- (3) 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行うとともに、ごみの減量化及び再資源化に可能な限り努めること。
- (4) 上記及びこれ以外の件について苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速に処理すること。
- (5) 工事の際は市道及び法定外公共物の施設及び公共施設を汚損しないこと。
- (6) 土砂、汚水、油等を用悪水路に流出させないこと。
- (7) 機材等の搬入搬出する際、道等の公共施設を汚損しないこと。
- (8) 万が一、上記に反するような事態が生じた場合、それぞれの施設管理者に報告し、指示を仰ぐこと。

- (9) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施工承認申請を行うこと。
- (10) 国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく届出については、契約締結後2週間以上を経過した後の届け出であったため、違反案件として鹿児島県に報告してあるので、鹿児島県の指導に従うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
出水市今釜町758番, 759番, 760番, 762番, 763番, 764番, 765番及び760番地先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都港区浜松町二丁目4番1号
オリックス株式会社
代表執行役 井上亮

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
空港用化学消防車 1台
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成24年10月11日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年10月11日午後3時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したこと

を証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これら全てを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 仮契約の締結

空港用化学消防車の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Airport Chemical Fire Truck:1

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:00 a.m. 11 October 2012

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643